

議案第17号

守口市行政不服審査会条例案

守口市行政不服審査会条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、守口市行政不服審査会とする。

(委員)

第3条 守口市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、法制主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(罰則)

第8条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。